

防府市いじめ調査委員会設置要綱

平成26年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市いじめ調査委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学校において重大事態が発生した場合に、速やかに全容解明に向けた調査を行うとともに、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するために、防府市いじめ調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次に掲げる事項について協議及び対応を行うものとする。

- (1) 重大事態解明に向けての聞き取り調査やアンケート調査の実施。
- (2) 調査結果の市長への報告。

(組織)

第3条 委員会の定数は7人とする。

2 委員は、弁護士、民生委員・児童委員、保護司、SC、SSW、人権擁護委員、少年安全サポーター等のうちから防府市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任させることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防府市教育委員会学校教育課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

防府市いじめ調査委員会委員

区 分	組 織	人 数
地 区	民生児童委員 保護司	2人
関係機関	弁護士 少年安全サポーター 人権擁護委員	3人
学識経験者	臨床心理士 社会福祉士	2人
	計	7人

3 いじめ調査委員会体制

機 関	所 属 役 職 名	備 考
地 区	民生児童委員	
	保護司	
関 係 機 関	弁護士	
	人権擁護委員	
	少年安全サポーター	
学 識 経 験 者	社会福祉士	
	臨床心理士	